

議案第60号

愛西市遺児手当支給条例の一部改正について

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年12月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、遺児手当の支給開始月に関する特例を設けるため、改正する必要があるからである。

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から始めるものとする。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給者が災害その他やむを得ない理由により前項の改定後の額につき同項の規定による認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、同項の手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、受給者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第7条第2項及び第8条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第6条及び第8条第1項の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由で令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の愛西市遺児手当支給条例第6条及び第8条第1項の規定による認定の申請をする

ことができなかつた場合については、新条例第7条第2項及び第8条第2項の規定を適用する。この場合においては、新条例第7条第2項及び第8条第2項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年愛西市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日の翌日から起算して15日を経過する日まで）」とする。